

松江市告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、
次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年7月14日

松江市長 上 定 昭 仁

介護機関の名称	名称及び所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーション暖心	松江市山代町934-5	松江市矢田町534-8	令和4年3月28日
訪問介護ステーション アゼリア	訪問介護ステーションアゼリア	訪問介護ステーション 松江センターアゼリア	令和4年3月1日
	松江市黒田町475番7	松江市寺町99番26号	
居宅介護支援事業所アゼリア	居宅介護支援事業所アゼリア	居宅介護支援事業所松江セン ターアゼリア	令和4年3月1日
	松江市黒田町475番7	松江市寺町99番26号	